



鳥取県公報

平成13年 6 月 5 日(火)
第 7 2 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県自然環境保全地域の指定予定 (2件) (353・354) (環境政策課)	1
	県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定 (2件) (355・356) (")	2
	青少年に有害な図書類の指定 (357) (県民活動推進課)	4
	争議行為を行う旨の予告 (358) (労働雇用課)	5
	県営土地改良事業計画の決定 (359) (耕地課)	6
	土地改良事業の協議の適否の決定 (360) (")	6
	保安林の指定の解除予定 (361) (森林保全課)	7
人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (13) (給与課)	7
公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催 (消防課)	8
	調理師試験の実施 (健康対策課)	9
正 誤	平成13年 3 月30日付鳥取県訓令第 2 号中訂正.....	10

告 示

鳥取県告示第353号

鳥取県自然環境保全条例 (昭和49年鳥取県条例第41号) 第13条第1項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 6 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 県自然環境保全地域の名称
原池県自然環境保全地域
- 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域
鳥取県東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部 (面積2.2ヘクタール)
- 3 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所
鳥取県生活環境部環境政策課及び泊村企画振興課
- 4 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間
平成13年 6 月 5 日から 2 週間

鳥取県告示第354号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第13条第1項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 県自然環境保全地域の名称
神戸上県自然環境保全地域
- 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域
鳥取県日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷奥の各一部
(面積5.3ヘクタール)
- 3 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所
鳥取県生活環境部環境政策課及び日南町住民課
- 4 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間
平成13年6月5日から2週間

鳥取県告示第355号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第14条第1項の規定に基づき、原池県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第4項において準用する同条例第13条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保全計画の決定の案の概要
 - (1) 自然環境の保全に関する基本的な事項
本地域は、東伯郡泊村大字原地内の原池及び原川の一部を含む潟湖の状況が残されている区域であり、希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、トンボ類を中心とする昆虫類、メダカ等の魚類、カイツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。
本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する中心的な原池の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。
 - (2) 特別地区の指定に関する事項
特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
原池特別地区	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部	1.8ヘクタール

- (3) 自然環境の保全のための規制に関する事項
鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。

湖沼又は湿原の名称	位 置	面 積
原 池	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部 (原池特別地区内)	1.8ヘクタール

(4) 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	工 種
標 識	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮	新 設
植生復元施設	必要に応じて設置する。	

2 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県生活環境部環境政策課及び泊村企画振興課

3 保全計画の決定の案の縦覧期間

平成13年6月5日から2週間

鳥取県告示第356号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第14条第1項の規定に基づき、神戸上県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第4項において準用する同条例第13条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保全計画の決定の案の概要

(1) 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、日野郡日南町神戸上地内にあるハンノキ沼沢林一帯の区域であり、比較的希少な湿性植物を含む多種類の植物が生育するとともに、多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する貴重な沼沢林であるハンノキ林の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。

(2) 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
神戸上特別地区	日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷の各一部	4.6ヘクタール

(3) 自然環境の保全のための規制に関する事項

ア 鳥取県自然環境保全条例第16条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐 採 の 方 法 及 び 限 度
(2)の特別地区の区域	原則として禁伐とする。ただし、被害木の除去を行う場合等の森林の群落構成を変える等の著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率が現在蓄積の10パーセント以内のもの）を行うことができる。

イ 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。

湖沼又は湿原の名称	位 置	面 積
神戸上ハンノキ沼沢林	日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷の各一部（神戸上特別地区内）	4.6ヘクタール

(4) 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	工 種
標 識	日野郡日南町神戸上字三本松	新 設
ハンノキ沼沢林管理歩道	日野郡日南町神戸上字三本松及び字澤	新 設
植生復元施設	必要に応じて設置する。	

2 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県生活環境部環境政策課及び日南町住民課

3 保全計画の決定の案の縦覧期間

平成13年6月5日から2週間

鳥取県告示第357号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表示された発行所名
6749	雑誌その他の 刊行物	ア～イ～これぴょ～ん！！ 制服美女痴戯淫臭愛好会	なし	ハメマ書房図書
6750	〃	チョベリグ！！2001 3	雑誌 06143 - 03	株式会社 東京三世社
6751	〃	OK 2001, 03 VOL. 61	雑誌 12137 - 03	〃
6752	〃	やっぱ薄ケシでしょっ！ VOL. FEB. 2001	雑誌コード 18390 - 2	株式会社 オデッセウス出版
6753	〃	お姉さんとHしよ！完全永久保存版	雑誌 66782 - 60	株式会社 桃園書房
6754	〃	超桃尻制服キラーズ	なし	マルコム出版
6755	〃	GAL'Sシャワー 2001 FEB	雑誌コード 12855 - 2	株式会社 大洋図書
6756	〃	白衣の天使	009	LOOK - ON
6757	〃	露出シャワー VOL. 35 3月号	雑誌 09743 - 3	株式会社 ラン出版
6758	〃	超誘惑 危険なお姉さま 2000年 VOL. 5	雑誌コード 01738 - 8	株式会社 ビデオ出版
6759	〃	Bejean 2	雑誌 17645 - 2	英知出版

6760	"	制服少女 牝奴隷	005	FISH
6761	"	デラベっぴん第17巻第2号通巻第183号	雑誌 16487 - 2	英知出版
6762	"	めっちゃイイ!! 1月号	雑誌 08633 - 1	ビデオ出版
6763	"	熱写ボーイ 2001 MARCH 3月号	雑誌コード 07055 - 3	株式会社 東京三世社
6764	"	音大生の課外授業	なし	麻布書店
6765	"	オレンジ通信 2001 3	雑誌 02189 - 3	株式会社 東京三世社
6766	"	超天然素人娘 1月号 VOL. 74	雑誌コード 16217 - 1	雄出版株式会社
6767	"	モギタテ イッキッ娘 VOL. 04	雑誌コード 02402 - 12	有限会社 光彩書房
6768	"	do-up! [ドアップ] VOL. 3	雑誌 63423 - 64	株式会社 晋遊舎
6769	"	ラブ&ラブお姉ちゃん VOL. 1 DEC 2000. 12 快樂マガジン12月号増刊	なし	なし
6770	ビデオテープ	卒業記念 女子高生 メモリアル	T Z - 09	タイムゾーン 株式会社
6771	"	R - 18 SUPER REAL ブルセラ中出しCONTENTS Kanako	R - 01	シュガー
6772	"	吉田響子 シンフォニー	Y M - 03	ERIKA PROJECT
6773	"	ブルレーツ 川島由佳	C R N - 3	クリオネ
6774	"	Friend[S] PURE AGE PURE NUDE	D T - 10	有限会社 デートタイム
6775	"	男あさり 其の七 小川明日香	No. 07	なし
6776	"	ガードギャプター手コキ 総集編 ざくら	004	なし
6777	"	Hello ミニモニ娘2	D T - 01	有限会社 デートタイム

鳥取県告示第358号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、野嶋病院労働組合から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事件

給料の保全に関する件

2 日時

平成13年6月11日午後5時30分以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

倉吉市瀬崎町2714 - 1 医療法人十字会野島病院 野島病院放射線部内

4 概要

病院休日の終日及び診療日の午前8時30分から午後5時30分まで以外の時間帯における勤務の拒否

鳥取県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業退休寺地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年6月6日から20日間

3 縦覧に供する場所

中山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第360号

淀江町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業稲吉地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年6月6日から20日間

3 縦覧に供する場所

淀江町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第361号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字御滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年6月5日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第13号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 1～12 略 13 鹿野町	別表（第2条関係） 1～12 略 13 鹿野町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長 参事
保 育 所	園長
教育委員会事務局	教育長 次長 国民文化祭推進 室長
公 民 館	館長
略	
農業委員会事務局	局長
国民宿舎山紫苑	支配人

14～21 略

22 東伯町

機 関	職
略	
町長部局	課長 課長補佐 (総務課に所属 するものに限る。)
略	

23～53 略

備考 略

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長
教育委員会事務局	教育長 課長
略	
農業委員会事務局	局長

14～21 略

22 東伯町

機 関	職
略	
町長部局	課長 地籍調査室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	

23～53 略

備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成13年7月16日(月) 午前9時30分から午後0時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成13年7月18日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 平成13年7月19日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで

境港市上道町3000 境港市民会館大会議室

(4) 平成13年7月26日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室

(5) 平成13年7月30日(月) 午前9時30分から午後0時30分まで

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成13年6月11日(月)から同月22日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県消防課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7065)に提出すること。(郵送による場合は、平成13年6月22日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成13年6月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(調理師法附則第3項に規定する者を含む。)で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験の日時

平成13年9月7日(金) 午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂(鳥取市東町一丁目220)
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所大会議室(倉吉市東巖城町2)
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂(米子市鞆町一丁目160)

4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学
(5) 食品衛生学 (6) 調理理論 (7) 食文化概論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

- ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所
イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

- ア 受験願書(所定の様式によること。)
イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し(卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の

氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。)

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外にあっては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を終了した者又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終った者と同等以上の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(所定の様式によること。)

オ 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成13年7月12日(木)から同月19日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送の場合は、平成13年7月19日(木)までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 合格者の発表は、原則として試験後21日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康対策課(鳥取市東町一丁目220)又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号は次のとおり

- ・健康対策課 (0857 - 26 - 7153)
- ・鳥取保健所 (0857 - 22 - 5162)
- ・倉吉保健所 (0858 - 23 - 3149)
- ・米子保健所 (0859 - 31 - 9320)
- ・鳥取保健所郡家支所 (0858 - 72 - 0132)
- ・米子保健所根雨支所 (0859 - 72 - 0041)

正 誤

平成13年3月30日付鳥取県訓令第2号(鳥取県公印規程の一部を改正する訓令)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	14	観察監	監察監